災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

平成28年10月24日 株式会社 アソシア

このたびの「平成28年鳥取県中部地震」により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。 弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置を実施して おります。

「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、一定期間の猶予措置を設けるなどの特別措置を実施いたします。

これらの措置の適用をご希望されるご契約者様は、下記の担当窓口までお問い合わせ下さい。

担当窓口 : 0120-953-827

受付時間 : 月~金 午前9時半~午後5時 但し、土・日・祝日・年末年始休業期間を除く

事故受付 : 0120-956-834 受付時間 : 24時間365日対応

今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

| 法適用日 | 災害救助法適用市町村 | 備考 |
|--------|-----------------|----|
| | 【鳥取県】 | |
| 10月21日 | 倉吉市 (くらよしし) | |
| | 東伯郡三朝町 | |
| | (とうはくぐんみささちょう) | |
| | 東伯郡湯梨浜町 | |
| | (とうはくぐんゆりはまちょう) | |
| | 東伯郡北栄町 | |
| | (とうはくぐんほくえいちょう) | |